

賃金引き上げに活用できる助成金 業務改善助成金セミナーのご案内

最大600万円！

業務改善助成金とは、事業場内で最も低い賃金（福岡県最低賃金時給992円～1,042円の間）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。事前に計画書を提出することで活用できる助成金です。条件を満たせば、毎年申請できます！

〈申請できる事業場の要件〉

- ・従業員が1名でもいること（申請前6ヶ月以上勤務、時給992円～1,042円）
- ・労働保険が成立していること（労災・雇用保険、場合により労災だけでも可）

〈設備投資対象経費の例〉

- ・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・オープンレンジ導入による調理工程の簡素化



日時 令和7年8月 28日（木）

①昼の部：15：00～16：00

②夜の部：18：00～19：00

※昼の部と夜の部とも同じ内容です。セミナー後に質疑応答。

場所 糸島市商工会館 2F 大会議室

費用 無料 定員 各回20名（先着順）

共催 福岡働き方改革推進支援センター

講師 特定社会保険労務士 山口 新一 氏

内容 業務改善助成金の活用、支給申請手続の流れについて等

学生アルバイト、
パート従業員も
対象ですよ!



【下記申込書に必要事項を記入のうえ、メールまたはFAX、もしくは上記QRコードからお申し込みください。】

セミナー受講申込書

事業所名		
氏名（一社2名まで）	①	②
電話番号		
メールアドレス		
説明会	8月28日(木) ①昼の部（15：00～16：00） ②夜の部（18：00～19：00） ※ご希望の部に○をつけてください。	

お問い合わせ：糸島市商工会（担当：梅田・山田） 〒819-1118 糸島市前原北1-1-1
TEL:092-322-3535 FAX:092-322-1113 MAIL:itoshima@shokokai.ne.jp